

種子島地域公共交通計画策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1 背景及び目的

種子島地域の人口は、昭和35年国勢調査の88,542人をピークに減少を続け、令和2年国勢調査では27,692人となった。1市2町ともに過疎化が進む中で高齢化も進みつつあり、高齢化率は38%を超えていている。

地域の暮らしと産業を支え、豊かで暮らしやすい地域づくりのためには「移動」は欠かせない存在であるが、人口減少による公共交通利用者の減少や全国的な運転手不足の深刻化等に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、公共交通の維持は容易ではなくなってきている。

のことから、公共交通に頼らざるを得ない高齢者などの交通手段の確保や、公共交通機関の空白地域などでの交通手段の確保は、今後さらに深刻な問題となっていくことが予想される。また、離島という特性において、観光客やビジネス客の二次交通の確保も重要な課題であり、島内の移動を全体として考慮し、行政区域ごとではなく、種子島広域での課題解決に向けた取組が必要である。

一方で、地域における移動手段の維持・確保は、交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり、観光、健康、福祉、教育、環境等の様々な分野で大きな効果をもたらす。

こうした状況を踏まえ、種子島地域の交通政策に関わる課題の解決に向け、地域公共交通のマスタープランとなる「地域公共交通計画」を策定し、この計画を基にまちづくり・観光と連動した持続可能な運送サービスの提供に取り組んでいく。

本業務の実施に当たり、各提案事業者の業務遂行に関する知見、技術、経験等を見極め、本業務を委託するのに最も適した事業者（以下「受託候補者」という。）を選定するため、公募型プロポーザル方式で募集する。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

種子島地域公共交通計画策定支援業務

(2) 業務内容

別紙「種子島地域公共交通計画策定支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるものとする。なお、契約に際しては、業務の詳細について種子島地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）及び受託事業者の双方で確認を行う。

(3) 業務の委託期間

契約日から令和5年3月31日（金）まで

(4) 契約上限金額

12,083,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格等

(1) 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 過去5年（平成29年4月1日以降）以内に、都道府県または市区町村、地域公共交通に係る法定協議会が発注した同種業務を元請として遂行した実績を有すること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。

ウ 参加表明書の提出期限の日において、西之表市、中種子町及び南種子町から指名停止措置を受けていないこと。

エ 法人税、地方税その他租税公課を滞納していないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第255号）の規程に基づく手続きをしていないこと。

カ 参加しようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び西之表市暴力団排除条例第2条（平成24年西之表市条例第25号）に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う団体及び個人でないこと。

キ 鹿児島県内に本社または支社、営業所等を有していること。

(2) 費用負担

プロポーザル参加に関する必要な経費は、参加者の負担とする。

(3) 複数提案の禁止

提案は一参加者につき、一案のみとする。

(4) 配布資料（西之表市ホームページからダウンロードすること。）

① 公募型プロポーザル実施要領

② 仕様書

③ 様式第1～4号（参加表明書、企画提案書提出届、見積書、質問書）

④ （参考資料）事業概要説明書

4 日程

実施内容	日程	様式
公表（ホームページへの掲載）	令和4年4月28日（木）	
質問書の提出期限	令和4年5月6日（金）	様式第4号
質問回答（ホームページへの掲載）	令和4年5月10日（火）	
参加表明書の提出期限	令和4年5月13日（金） 午後5時15分必着	様式第1号

提案書、見積書の提出期限	令和4年5月18日（水）	様式第2～4号、 提案書ほか一式
審査の実施（プレゼンテーション）	令和4年5月24日（火）	
選定結果の通知・公表	令和4年5月27日（金）	
契約の締結	令和4年6月上旬～中旬	

※事前説明会は実施しない。

※「審査の実施（プレゼンテーション）」の日程詳細は、参加表明者に後日連絡する。

5 質問の受付

（1）質問書の受付

- ア 提出書類：質問書（様式第4号）
- イ 提出期限：4日程に記載のとおり
- ウ 提出方法：電子メールにより送信し、必ず着信を電話で確認すること。
- エ 提出先：seisaku@city.nishinoomote.lg.jp
(種子島地域公共交通活性化協議会事務局（西之表市企画課政策推進係）
電話0997-22-1111内線213)
- オ 回答：文書回答（ホームページへの掲載）

6 企画提案書の提出

（1）提出期限：4日程に記載のとおり

（2）提出方法：持参又は郵送

- ※持参の場合、土日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。
- ※郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

（3）提出先：〒891-3193 西之表市西之表7612番地

種子島地域公共交通活性化協議会事務局（西之表市企画課政策推進係）

（4）提出書類

内容	部数
①参加表明書（様式第1号）	正本1部
②企画提案書提出届（様式第2号）	正本1部
③会社案内（任意様式）	正本1部
④見積書（総額及び内訳）（総額：様式第3号、内訳：任意様式）	正本1部
⑤業務実績一覧（任意様式）	正本1部 副本10部
⑥提案書（任意様式、A4縦片面10枚以内に収めること） ※別紙仕様書に示す2業務内容に関する提案を含むこと。	正本1部 副本10部
⑦その他書類 ・定款及び財務諸表等参加者の直近の経営状況を確認できるもの	正本1部

7 選定方法

- (1) 参加者から提出された書類について参加要件審査後、プレゼンテーションを実施し、契約の相手方となる受託候補者と次点者を選定する。
- (2) プrezentationは対面方式で行い、一参加者につき提案時間を20分、質疑応答時間を10分とする。なお、必要に応じて電話またはEメールでヒアリングを行うことがある。また、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、プレゼンテーションをオンライン方式に変更することがある。
- ※実施日、開始時間、会場等の詳細は参加表明書提出者に別途通知する。
- (3) 参加者が1者となった場合は、審査の結果、一定以上の評価（評価点合計が平均60点以上）があれば、受託候補者とする。
- (4) 受託候補者が選定以後に、失格事項に該当すると認められた場合、協議会と受託候補者による本業務委託締結交渉が不調となった場合または、都合により辞退した場合は、次点者と契約交渉を行う。

8 審査

提案書の審査は、次のとおり行う。

- (1) 審査員それぞれが100点満点で採点し、1位～3位までを順位づけし、審査員の順位数値（1～3）を足して平均化した値が最も1に近い者を受託候補者とし、次点の者を次点者とする。

(2) 審査項目及び配点

審査項目	主な審査内容	配点
履行の確実性	実施体制の充実度	10
	関連業務実績の豊富さ	5
	業務スケジュールの妥当性	5
提案内容の充実度	協議会業務目的の理解度	20
	調査方法の具体性・妥当性	20
	提案の有効性	30
費用対効果	見積書の妥当性	10

- (3) 審査の結果は参加者に文書で通知する。

9 契約締結

受託候補者の決定後、提案内容に基づき契約条件等について受託候補者と協議の上、契約を締結するものとする。

なお、受託候補者と協議が整わない場合や受託候補者が失格用件に該当した場合には、協議会は受託候補者との協議を打ち切り、次点者と交渉するものとする。

1 0 失格要件

次の事項に該当していることが判明した場合、その参加者を失格とする。なお、審査項目のいずれかにおいて著しく「不適」と判断された提案は、評点の如何にかかわらず失格とする場合がある。

- (1) 提出期限までに必要書類の提出がなかったもの。
- (2) 提出書類に不備、又は虚偽の記載があったもの。
- (3) 見積書の金額が、契約上限金額を超過したもの。
- (4) 提出された書類の提出期限後に見積書の金額訂正を行ったもの。
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合。
- (6) その他、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合。

1 1 その他

- (1) 当該プロポーザルに係る費用は、全て参加表明者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書の著作権は、参加者に帰属する。ただし、協議会がこのプロポーザル審査その他本業務実施のために必要な範囲で、企画提案書を無償で複製し、使用することができるものとする。
- (4) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 選定結果について、異議申し立ては一切受け付けない。
- (6) 提出書類は、公平性、透明性及び客觀性を期するため公表することがある。
- (7) このプロポーザルは、受託候補者の選定を目的とするものであり、契約内容について必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (8) 委託料の支払いは、完了払とし、前金払及び概算払の請求には応じない。
- (9) 企画提案書等の提出後に辞退する場合は、審査（プレゼンテーション）の実施日の前日までに辞退届（任意）を提出すること。

1 2 担当窓口

〒891-3193 西之表市西之表7612番地

種子島地域公共交通活性化協議会事務局（西之表市企画課政策推進係）

電話：0997-22-1111内線213

E-mail：seisaku@city.nishinoomote.lg.jp（企画課政策推進係用）